

平成27年12月16日

門真市議会議長

春田 清子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも承認及び原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（所有権確認請求事件に対する反訴の提起について）
- 2 議案第74号 市道路線の認定について
- 3 議案第75号 市道路線の変更について
- 4 議案第76号 寝屋川市道路線の区域外認定の承諾について
- 5 議案第77号 公共下水道東田第1管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の一部変更について
- 6 議案第78号 公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 7 議案第81号 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について
- 8 議案第82号 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 9 議案第83号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 10 議案第84号 門真市税条例の一部改正について

- 11 議案第88号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 12 議案第90号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

審査日：平成 27 年 12 月 9 日（水）

○議案第 74 号 市道路線の認定について

（議案の内容）

路線名：葎島19号線、上三ツ島東37号線、常称寺町11号線、上三ツ島東38号線、北巢本町15号線
（主な質疑と答弁）

問 上三ツ島土地区画整理事業の進捗状況及び事業地内でミニ開発が進んでいる現状への認識は。

答 当該地区については、19年度から23年度において、土地区画整理事業の事業化に向け支援してきたが、24年7月のまちづくり研究会世話役会で、減歩を伴う土地区画整理事業ではなく、民間開発によるまちづくりを地権者で進めることが決定された。

その後、地権者での事業が進んでおらず、第二京阪道路沿道においては、個別開発によって、当該事業地の接道がなくなりつつあり、第二京阪道路のポテンシャルを生かした事業ができない状態になっていることから、6月25日に地権者との協議を実施しており、事業推進に必要な不可欠である地権者の一定の合意形成を求めているところである。

今後、地権者から事業の意向等が示された後、地権者ととも新たなまちづくりの方針について検討する。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 78 号 公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成27年6月19日門真市議会第2回定例会において議決のあった公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約について、契約金額「1億6256万4840円」を「1億7824万6440円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問 工事の変更内容は。

答 本工事は、推進工法によるもので、次年度以降に施工予定である上流区間の施工方法が実施設計業務の進捗により決定したため、本工事で築造した発進立て坑を再度発進立て坑として利用しないことから、経済性や地元への影響を考慮し、人孔を追加で施工するものである。

問 単年度ではなく複数年度で実施設計できなかったのか。

答 実施設計業務の範囲については、複数年度にまたがる広範囲での工事区間にて設計すると、先行して施工した下流部の区間において設計変更が生じ、現場条件が変更となった場合、高低差等の影響から、その上流部の設計をやり直す必要が生じるため、単年度で竣工する範囲での設計業務を実施している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 81 号 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

(議案の内容)

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町及び千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること等について関係市町村と協議を行う。

(主な質疑と答弁)

問 同企業団との統合について、本市の考えは。

答 早急な統合に向けた協議は考えてはいないものの、今後の当該 3 市町村の動向や、その他の団体の動向等も注視し、本市の地理的状況や地域特性等を勘案した広域化のスケールメリットの検証を重ね、適切に対応する。

問 企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件として、経営計画の妥当性とあるが、どのようなことか。

答 収益的収支、運転資金、企業債残高及び一般会計繰入金などの状況や、累積赤字が解消されている、または解消できる方策が示され、また、厚生労働省のアセットマネジメント（資産管理）手法に基づく施設整備計画を達成することを前提とした内容により作成する経営計画であることから、首長会議等により、将来的な水道事業の継続性を検証し、妥当性を担保することとしている。

問 今回の統合の共通条件として、用水供給事業会計と末端給水事業会計を区分するとのことだが、統合による本市への影響は。

答 今回の統合では、用水供給事業会計と末端給水事業会計の費用負担を区分して事業運営することから、本市への影響につながらないものと考えている。

(その他の質疑項目)・統合後の契約業務について

・水道施設跡地利用の計画立案のイニシアティブについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 82 号 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

(議案の内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び同法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

(主な質疑と答弁)

問 マイナンバーの独自利用事務のメリットは。

答 同事務については、市の条例で定め、特定個人情報保護委員会に対し、情報連携に必要な所定の手続を行うことにより、地方公共団体間の情報連携が可能となる。

このことにより、市長部局の内部組織間、市長部局と教育委員会との間での情報のやりとりに加え、他の地方公共団体から所得情報など行政手続に必要な情報が情報提供ネットワークを介して取得できることから、申請を行う市民の所得証明などの添付書類の提出を省略することができ、行政手続の負担軽減が図れることが主なメリットである。

問 同事務として、条例に 15 事務が記載されているが、その選定理由は。

答 8 月 6 日付で国の第三者機関である特定個人情報保護委員会より通知された情報連携の

対象となる同事務の事例をもとに、所管部署との十分な調整を踏まえ、情報連携が可能な15 事務を選定している。

問 北河内各市の同事務の選定状況及び今後の拡充方針は。

答 本市と同様に医療費の助成事務や就学援助の事務などを中心に同事務を選定している。
また、本市の同事務は、特定個人情報保護委員会から通知された事例に基づき選定しているが、今後事例が拡充されていくことも想定されることから、その内容に応じて拡充について検討する。

問 本市も含め、全国的に当初の予定どおりにマイナンバーの通知がされていないが、事務遂行上、心配ないか。

答 全国的にマイナンバーの通知が当初の予定より遅延していることは認識しており、郵便局に確認したところ、12月の第2週を目途に市内での配達完了の見込みと聞いている。
28年1月から個人番号を利用する事務において、申請時に個人番号が記載できないさまざまなケースを想定し、本人確認の方法など、各課への周知徹底を図る。

(その他の質疑項目)・市としてマイナンバー制度の廃止・凍結を求めることについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 83 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について、共済年金が厚生年金に一元化されることによる所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 過去3年間で本条例が適用された公務災害等の件数は。

答 25年度は3件、26年度は1件で、今年度は現時点で発生していない。

問 実際に公務災害が発生した場合の支給手続の流れは。また、申請から支給決定までの期間はどれくらいかかるのか。

答 まず、被災職員等が診断書と事実証明書等の関係書類を添えて本市人事課へ申請し、人事課が弁護士や医師から成る大阪府市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会へ送付し、同委員会の開催の後、同委員会から本市人事課へ通知があり、人事課が被災職員等へ通知する。
その後、医療機関から市への療養補償請求書により、審査・決定し、市は医療機関に支払うこととなる。
また、申請から支給決定までの期間は、認定委員会は6月、9月、12月、3月の年4回開催されることから、申請から支給決定まで概ね1カ月から3カ月かかる。

(その他の質疑項目)・遡及適用の有無について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 84 号 門真市税条例の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市税の徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法等を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市税に係る申請書等の記載事項に個人番号または法人番号を追加する等の必要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	猶予制度を見直す目的は。
答	同制度は、26 年度税制改正における国税の猶予制度の見直しに伴い、地方税においても猶予制度の見直しを行うことと規定されたものである。その目的は、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ適切な納税の履行を確保することで、納税者の申請に基づき、換価の猶予ができることとするなどの見直しとなっている。
問	同制度を見直すことで、差し押さえ件数が減ることなどは期待できるのか。
答	同制度見直しの効果としては、納付方法の選択肢が広がるため、これまで以上に計画的な納税相談がしやすくなり、納税者の利便性が図られるものと考えている。また、同制度の適用により、差し押さえにまで至らない事例が発生すると想定している。
問	減免申請等の際に、どうしても個人番号を記載する必要があるのか。
答	今回の改正は、減免申請手続等において申請者本人の課税情報との名寄せや突合が正確かつ効率的に行えるよう個人番号の記載を求めようとするものである。 窓口等で個人番号等がわからない方には、ほかの情報で確実に本人の確認ができれば、申請書等に個人番号等の記載がないことをもって受理しないということは現在のところ考えていないが、窓口、ホームページ及び広報等で市民に税務関係書類に個人番号等の記載が必要な旨を説明し、理解してもらえよう努める。

(その他の質疑項目)・猶予制度の周知について

・多重債務など生活困窮者への対応について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第 6 号並びに議案第 75 号から第 77 号、第 88 号中所管事項及び第 90 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく承認及び原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年12月16日

門真市議会議長

春田 清子 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第79号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第86号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第87号 門真市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
- 4 議案第88号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 5 議案第89号 平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第91号 平成27年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

審査日：平成 27 年 12 月 10 日（木）

○議案第 79 号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
門真市立市民公益活動支援センター
- 2 指定管理者となる団体
大阪府中央区内本町一丁目 4 番 12 号
みんなのかどま協議会
代表者 特定非営利活動法人みんなの未来かいたく団
副代表理事 川上 俊二
- 3 指定する期間
平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

（主な質疑と答弁）

問	前回の仕様書との違いは。
答	今回の指定管理者の募集に際し、地域要件及び対象法人を「北河内 7 市に主たる事業所を設置している特定非営利活動法人」から「地域要件のない一般及び公益社団法人並びに一般及び公益財団法人」に変更した。
問	選定委員会の概要は。
答	学識経験を有する者 1 名、専門的な知識を有する者 4 名、本市職員 1 名の計 6 名を構成メンバーとし、第 1 次審査として書類審査、第 2 次審査としてプレゼンテーション及び質疑応答を実施した。
問	同委員会における議論の内容及び出された課題・意見の内容は。
答	議論の内容は、同センターの運営に際し、市内でのボランティア活動活性化のための市民や地域団体とのかかわり方、行政との連携及び地域団体との協働についてなどであった。 課題や意見としては、行政として指定管理者に求めていくべき内容をしっかりと伝える必要があること及び引き継ぎをしっかりと行っていくことの 2 点があった。

（その他の質疑項目）・指定管理業務及び地域団体との関係性の引き継ぎについて など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 86 号 門真市国民健康保険条例の一部改正について

（議案の内容）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、徴収猶予等の申請書等の記載事項に個人番号を追加する。

(主な質疑と答弁)

問	条例改正の根拠とその必要性は。
答	国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、同施行規則で定められている各種届け出・申請において、28年1月1日から個人番号の記載が必要となり、減免申請等についても、課税情報や保険料の賦課状況を正確かつ効率的に把握できるよう、個人番号の記載を求める。
問	北河内における条例改正の状況は。
答	北河内7市のうち、本市を含め枚方市、四條畷市、交野市、大東市の5市が条例改正を予定している。
問	条例改正をしなかった場合、不都合はあるのか。
答	個人番号を活用した情報連携は、29年7月から実施されることとなっているため、直ちに影響はないが、28年1月1日から国民健康保険の各種届け出・申請において個人番号の記載が必要となることから、条例改正により、統一的な事務の執行によって、被保険者の利便性の向上や事務の効率化が図られるものと考えている。

(その他の質疑項目)・個人番号がわからない場合の窓口での手続について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第87号 門真市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について

(議案の内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付を廃止する。

(主な質疑と答弁)

問	個人番号カードを活用した住民票等のコンビニ交付を実施しない市があるが、実施する根拠と理由は。
答	住民票等のコンビニ交付については、特段の条例制定を国から求められておらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に定められた範囲内の事務であると認識している。 また、現在、住民基本台帳カードにおいて住民票等のコンビニ交付を実施していることから、市民サービスを継続するため、引き続き個人番号カードによる住民票等のコンビニ交付を実施し、広報やホームページを通じて周知の徹底に努める。
問	現在、住民票等のコンビニ交付を実施している自治体が約100団体あるようだが、全国的な状況は。
答	地方公共団体情報システム機構が実施したアンケート集計によると、27年度末には187団体、28年度末には308団体になるとの結果が出ている。

(その他の質疑項目)・個人情報保護審議会への諮問の有無について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 88 号 平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 581 億 873 万 1000 円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：インフルエンザ予防接種委託料追加分 750 万 2000 円
予防接種給付費追加分 5000 円】

問 高齢者インフルエンザ予防接種の補正の概要は。

答 27 年度からインフルエンザワクチンが 3 価ワクチンから 4 価ワクチンに改良され、価格が値上がりしたことに伴い、医療機関への委託料単価を増額する必要が生じたことから、接種委託料と給付費の不足額を計上している。

問 同予防接種の事業内容は。

答 同ワクチンは、予防接種法における定期の予防接種として 13 年度から実施しており、65 歳以上または 60 歳以上 65 歳未満で心臓疾患等による身体障害者手帳 1 級を所持する者のうち、接種を希望する者を対象とし、基本的には 1000 円の自己負担としている。
また、接種期間は、例年 10 月 15 日から翌年 1 月 31 日までとしている。

問 過去 3 年間に於ける同予防接種の接種者数及び接種率の推移は。

答 24 年度は 1 万 2307 人で 42.0%、25 年度は 1 万 3119 人で 41.0%、26 年度は 1 万 3965 人で 41.9%となっており、ここ数年は横ばい状態である。

【歳出：臨時福祉給付金給付事業 償還金利子及び割引料 1401 万 6000 円】

問 26 年度の同給付金の実績は。

答 申請率は 74.2%で、2 万 8086 人が受給した。申請率向上の対策としては、市民への周知だけでなく、対象と思われる者への申請書類の個別送付による勧奨や受付期間の 3 カ月延長などにも取り組んだが、申請書類の個別送付の対象とした市民税未申告者の申請率が伸び悩んだことが、全体の申請率に影響したと考えている。

【債務負担行為：防犯カメラ設置促進事業 平成 28 年度～平成 32 年度 限度額 2182 万 5000 円

歳出：防犯カメラ等借上料 49 万 6000 円】

問 今回の補正の内容は。

答 市が設置主体の防犯カメラは、21 年度に府の街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金を活用し、古川橋駅西自転車駐車場に 6 台、古川橋駅東自転車駐車場に 8 台、門真市駅北自転車駐車場に 4 台、大和田駅西自転車駐車場に 6 台、萱島駅西自転車駐車場に 6 台、保健福祉センターに 6 台、南部市民センターに 6 台の計 7 カ所に 42 台を設置した。

今回の補正は、市が設置してから 6 年が経過し、防犯カメラの更新時期となったことから、定期点検や速やかな修繕に対応できるよう、維持管理経費を含めたリース方式を取り入れ、効果的に運用するため行うものである。

問 防犯対策の方針は。

答 防犯対策を進めるための本市の基本的な考え方を初め、市民や地域の防犯意識の醸成につ

ながる施策、犯罪抑止につながる環境づくりとして、防犯灯や防犯カメラなどハード面並びに地域コミュニティを活用した地域防犯力の強化等、ソフト面の施策の充実などを中心に、市民、事業者、警察及び市など、公民協働の考え方を主眼とした本市の防犯対策の基本的な方針となる（仮称）防犯対策基本方針を今年度中に策定する。

問 自治会が設置主体の防犯カメラへの今後の考え方は。

答 防犯カメラの維持管理は、定期点検や修繕に係る経費等の負担が大きく、自治会で自主的、持続的に管理することが厳しい状況であると認識している。そのため、効率的に防犯カメラを維持管理してもらうため、今後、自治会が防犯カメラの新規設置や更新する際には、従来の機器購入設置から、維持管理経費を含めたリースによる設置等に対して補助できるよう制度拡充を図る。

（その他の質疑項目）・高齢者インフルエンザ予防接種の市民周知について
・民間設置の防犯カメラへの補助実施の考えについて など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 89 号 平成 27 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 389 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 234 億 9608 万 1000 円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳入：保険基盤安定繰入金（保険者支援分）追加分 1 億 9262 万 6000 円】

問 28 年度も同額の支援が見込めるか。

答 法改正に伴い、今年度から約 1700 億円、29 年度以降は約 3400 億円の国費が投入され、財政基盤の強化等が図られることとなった。

この国費拡充は、国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）で措置されることとなっており、本市では今年度約 2 億円の財政効果が見込まれ、28 年度も同等の財政効果を見込んでいる。

問 国費投入による 28 年度の保険料への影響は。

答 厚生労働省の資料によると、被保険者 1 人当たり約 5000 円の財政改善効果があるとのことだが、今年度と同様に、医療費の動向や被保険者数の増減などに影響されることから、現時点で 28 年度の保険料への影響を見込むのは困難である。

（その他の質疑項目）・23 年度、24 年度分の返還金が生じた理由について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 91 号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年12月16日

門真市議会議長

春田 清子 様

文教常任委員会

委員長 佐藤 親太

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第80号 門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第85号 門真市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第88号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：平成 27 年 12 月 14 日（月）

○議案第 80 号 門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 門真市立公民館
 - (2) 門真市立文化会館
 - (3) 門真市立門真市民プラザ
- 2 指定管理者となる団体
東京都目黒区下目黒一丁目 1 番 11 号目黒東洋ビル 4 階
アクティオ株式会社
代表取締役 鈴木 悟
- 3 指定する期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問	3 施設を一括管理する理由は。
答	生涯学習施設間の効果的なネットワーク化の推進は、生涯学習推進基本計画に掲げる基本施策であり、一括管理することで、事業や事業を通じた人の連携や管理運営に関する工夫を共有することにより、施設の活性化が図られるためである。
問	指定管理者となる団体が提案した 3 施設の連携に向けた内容は。
答	高齢者や妊婦など自力での移動が難しい者のために、それぞれの施設で好評を得た講座等は他施設でも行い、受けたい講座を近くで受けられるようにしていくとともに、事業運営や管理運営を 3 施設で分離することなく、相互に協力して効率的に運営していくとの提案があった。
問	同団体の概要は。
答	主にイベントや施設の運営サービスを行う会社で、これまでに全国で 120 に及ぶ公の施設の指定管理の実績がある。ほかに業務委託として、東京スカイツリー展望台、海遊館及びあべのハルカス展望台等の管理運営も行っている。
問	同団体を選定した理由は。
答	選定委員会による 2 回の審査の総合得点が最も高く、職員の雇用確保の方策、労働条件及びサービスの向上を図るための具体的手法がほかの申請団体より優れていると判断し選定した。
問	現在の 3 施設に勤務する職員の継続雇用への市の対応は。
答	指定管理の募集要項で、「雇用の安定化を図るために、職員等の採用に当たっては既存の職員の継続雇用にできる限り配慮してください。」と明記し、継続雇用が図られるよう求めた。

問 過去に同団体が指定管理を行う施設で事故があったことを、市は知っていたのか。

答 募集要項等で過去の事故等を報告するよう定めていないため、議員から指摘があるまで知らなかった。また、21年の事故で管理運営上の刑事責任を問われることはなかったと同団体から聞いており、損害賠償請求訴訟は和解により終了したことを目黒区議会 24年第3回定例会議事録で確認している。

(その他の質疑項目)・指定管理業務における外注委託について

・3施設の運営経費について など

(討論) 反対・賛成討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 88 号 平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 624 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 581 億 873 万 1000 円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：こども発達支援センター運営事業 臨時的任用職員賃金追加分 319 万 3000 円】

問 今回の補正の内容は。

答 26 年度に開設したこども発達支援センターへの市民の認識が広まり、利用実績により想定していた通園児童数を上回る利用の増加があったことから、療育に携わる臨時的任用職員として保育士や児童指導員を追加任用するものである。

問 27 年度当初と 12 月 1 日現在の通園児童数、療育に携わる保育士等の正職員と臨時的任用職員の人数は。

答 通園児童数は、27 年度当初は定員 80 名に対し 9 クラス 65 名で、12 月 1 日現在は 9 クラス 72 名である。

通園による療育に携わる保育士及び児童指導員数は、27 年度当初は正職員 18 名、臨時的任用職員 8 名で、12 月 1 日現在は正職員同数で、臨時的任用職員は 9 名である。

【歳出：情報教育推進事業 教育 I T 化用備品費 973 万 2000 円】

問 今回の補正の内容は。

答 中学校では電子黒板と書画カメラが不足しており、教職員からは常々その整備を求める声が上がっていたため、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、同機器を特別教室用として各中学校に 2 セット、教員研修用として教育センターに 1 セットの合計 13 セットを整備するものである。

問 同機器の概要は。

答 電子黒板は、デジタル教科書等の映像教材を提示し、画面に直接書き込んだり、アピールしたい箇所を自由に拡大表示するなどしながら授業で活用できる液晶タッチディスプレイである。

書画カメラは、児童・生徒のノートや実験の様子などを画面上に映し出す卓上カメラで、電子黒板と接続して活用する。

問	同機器の小・中学校における導入状況は。
答	同機器は、各小・中学校に1セットずつ整備している。また、同機器とは別に小学校には50インチのテレビとセットにした書画カメラを全ての普通教室に1セットずつ、中学校には特別教室用として3セット整備している。
問	同機器の授業での活用方法及びその効果は。
答	子どもたちがじかに画面をタッチしたり、子どもの作品やノートをクラス全体で瞬時に共有することが可能となり、学習に対する興味・関心を引き出すとともに、視覚に訴えることで、どの子どもにもわかりやすい学習が可能となる。また、授業が効率化し、教員が子ども一人一人に対して、さらにきめ細やかな指導を行うことにつながるという効果が期待できる。

【債務負担行為：学校給食調理業務委託(17)[五月田小、砂子小] 平成27年度～平成30年度
限度額9408万円】

問	給食調理業務の民間委託の状況は。
答	27年度現在、小学校では14校中6校で、中学校では全校で委託している。
問	直営と民間委託の調理員の配置人数の違いは。
答	直営の学校は、門真市の給食調理員配置基準に基づき配置している。一方、民間委託の学校は、委託業者が学校給食調理マニュアルを適切に実施するために必要な人数を配置しており、同規模校と比較すると、民間委託の学校では直営の学校よりも従事者が多い。
問	民間委託を進める理由は。
答	本市の「現業職場の在り方についての基本方針」で、現業職場は、民間委託が全ての業務で可能であるとの考えから、今後10年間は現業職員の採用は行わず、退職不補充とし、業務単位で民間委託が可能になったところから委託することとしている。
問	これまでの除去食対応や地元食材使用などは、直営方式の柔軟性によって発展してきたものではないか。
答	アレルギー対応や地元食材の使用については、必ずしも給食調理員だけによって進められている事業ではなく、学校栄養教職員、学校、市の給食担当部門との連携の中で、進められてきたものと認識している。

(その他の質疑項目)・学校給食調理員の勤務実態について

- ・給食棟建てかえに伴う弁当給食業者の選定方法について
- ・認定こども園施設整備期間の変更による影響の有無について
- ・奨学金事業の減額補正理由及び奨学生の選考方法について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第85号は、理事者の説明を了とし、賛成の討論の後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。